

岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画 概要

第1章 県産材利用の基本的事項

- 趣 旨：「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例」第9条に基づき、県産材利用の基本的事項や目標値を定め、さらなる県産材の利用を促進するための計画として策定するもの。
- 計画期間：令和5年度から令和8年度の4年間（第4期岐阜県森林づくり基本計画の終期と整合）。

第2章 公共部門での利用推進

- 県の取組み
 - ・新たに整備する建築物は、基準に基づき原則木造化を実施。
 - ・木造化が困難な建築物や既存施設の改修にあたっては、基準に基づき原則内装の木質化を実施。
 - ・備品や家具、土木工事などにおいて県産材を積極的に利用。 等

【推進目標】県の建築物の木造化及び内装の木質化施設数：60施設（累計）

- 市町村での利用促進
 - ・市町村に対し、法律及び推進計画に即した「市町村県産材利用方針」の策定を働きかけ。 等

第3章 民間部門での利用促進

- 一般住宅
 - ・県産材を利用した住宅の新築やリフォームを行う建築主を支援。
 - ・輸入材を多用する工務店が県産材利用へ転換する取組みを支援。

【推進目標】県産材住宅の建築戸数：9,100戸（累計）

- 非住宅建築物
 - ・木造化の設計や材料調達等に係る相談などに対応できる専門家による相談窓口を設置。

【推進目標】県産材利用促進協定締結数：40件（累計）

【推進目標】民間非住宅建築物の木造化及び内装の木質化施設数：90施設（累計）

第4章 県産材利用のための具体的施策

- 県産材の安定的かつ持続的な供給の確保
 - ・デジタル化等による情報の一元管理や需給調整の支援等により、県産材の安定供給を促進。
 - ・JAS製品など品質が確かな製材品の供給体制を強化。 等
- 販路の拡大や人材育成等
 - ・デジタル技術を活用し、顧客ニーズに即した新製品開発・販路拡大体制の構築等を促進。
 - ・カスケード利用（建築用材として利用後、再利用し、最終的にエネルギー利用すること）を促進。
 - ・非住宅建築物の木造化の設計に対応できる「木造建築マイスター」等の人材を育成。
- 県民、事業者の理解の醸成
 - ・建築物や木製品で利用した県産材の炭素貯蔵量の認定及び公表。
 - ・事業者や県民の県産材利用の理解を深めるためのイベントの開催や効果的な情報発信を実施。
 - ・優れた県産材の利用事例や顕著な功績がある者に対する表彰を実施。 等

第5章 推進体制等

- 推進体制：「岐阜県木の国・山の国推進本部（本部長：知事）」において、推進施策の検討や県の建築物の木造化の方針決定等を実施。
- 進捗管理：毎年度の施策の実施状況をホームページで公表。